

第6期

あきる野市 地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度



ともに支え合い 安心して暮らせる

地域社会の実現

令和8年3月

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

はじめに

私たちが暮らす地域は、大きな転換期を迎えています。人口減少と高齢化の進展は顕著であり、買い物や通院などの日常生活の困難な状況や、コミュニティの希薄化、経済の停滞、防災力の低下など、地域における活力の低下が危惧されています。



こうした中、ひとり暮らし高齢者、認知症の方を抱える世帯、生活困窮世帯、ヤングケアラーなど地域における福祉ニーズは多様化・複雑化の一途をたどっており、既存の公的サービスのみでは十分な支援が行き届かない状況となっています。また、地域のつながりが弱まることで、支援を必要とする方々の存在が見えにくくなり、問題が深刻化してから発見されるケースも少なくありません。

このような状況を打開するためには、行政等の公的な支援に加えて、地域住民ひとり一人が支え手となり、互いに助け合う「地域福祉」の推進が不可欠です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を実現するため、あきる野市社会福祉協議会では、「ともに支え合い 安心して暮らせる 地域社会の実現」を基本理念とした、新たな地域福祉活動計画を策定いたしました。本計画には、住民の皆様が地域への想いや活動の実績を記入できる欄を設けております。地域の皆様には、できる範囲で、無理なく楽しく、地域福祉に関わっていただけますと幸いです。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様、ワークショップ等で貴重なご意見をお寄せいただきました地域の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



東モロ大使

令和8年3月31日
社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
会長 網代和夫

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 本計画の基本理念の変遷	4
第2章 あきる野市の現状	5
1 統計からみる現状	6
2 地域別の現状について	8
第3章 基本理念と基本目標	11
1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 体系図	14
第4章 施策の展開	15
基本目標1 対話しよう	16
基本目標2 参加しよう	18
基本目標3 創造しよう	20
基本目標4 発展させよう	22
第5章 計画の実現に向けて	25
1 計画の周知	26
2 計画の推進	26
3 計画の進捗評価	27
第6章 あきる野市社会福祉協議会の事業紹介	29
第7章 資料編	33
1 地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱	34
2 地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	35
3 第6期あきる野市地域福祉活動計画 策定経過	36



第 1 章

計画の概要

1 計画の背景

あきる野市社会福祉協議会では、平成 10 年度に「第 1 期あきる野市地域福祉活動計画」を策定し、住民主体による地域福祉活動の推進に取り組んできました。また、5 年ごとに地域福祉活動計画を見直し、その都度、地域の現状や課題に対応するため、市民・福祉関係者・ボランティア・NPO・民間企業等と協働しながら地域の福祉課題の解決に取り組んできました。

しかし近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、福祉に対するニーズも多様化・複雑化し、新たな地域課題が明らかになってきています。

こうした状況を踏まえ、誰もが住み慣れた家や地域で自立しながら、安心して暮らし続けられるよう、地域課題を自分事として捉え、互いに支え合う「地域共生社会」の実現が一層求められています。

この度、令和 3 年度に策定した「第 5 期あきる野市地域福祉活動計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組や近年の動向、新たな課題を踏まえ、「第 6 期あきる野市地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。



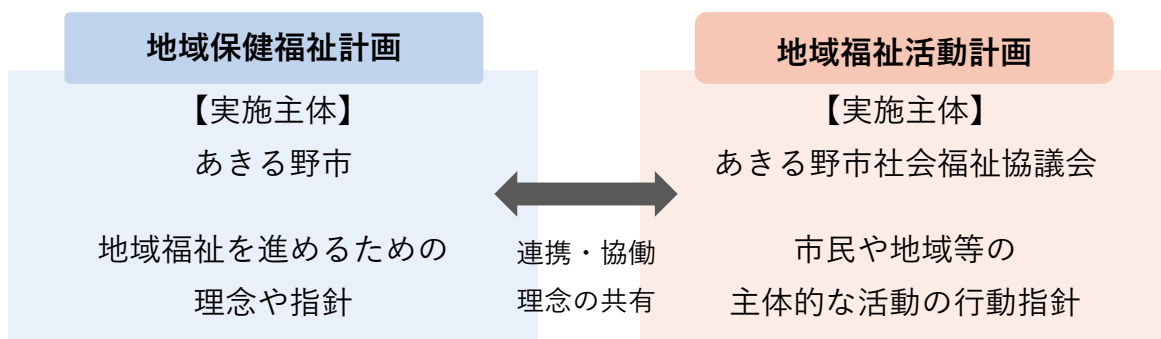
2 計画の位置付け

(1) 計画の根拠

地域福祉の実現には、地域住民の主体的な福祉活動が必要です。福祉活動を組織化し、計画的に取り組むため、社会福祉法第 109 条に基づき「地域福祉活動計画」を策定します。なお、本計画は「市民や地域等が取り組むことをまとめた行動計画」として地域福祉の方針を指し示すものとしします。

(2) あきる野市地域保健福祉計画との連携

あきる野市は、社会福祉法第 107 条に基づき「あきる野市地域保健福祉計画」を策定しています。一方、あきる野市社会福祉協議会では、住民の声や課題に基づいて「地域福祉活動計画」を策定し、市の計画と連携・協働しながら一体的に地域福祉施策を推進しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間です。令和 11 年度に、次期計画策定に向けて取組の成果や地域の現状、課題の取りまとめ、地域福祉に関する調査等を行います。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉の関係者等から構成される「あきる野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」にて計画内容の審議を行いました。

また、市民の皆さんの地域への想いを計画に反映するため、令和 7 年 5 月から 6 月にかけて地域別ワークショップを計 6 回実施しました。※詳細は 8 ページ

5 本計画の基本理念の変遷

- 第1期（平成10年度から平成14年度）
「ボランティア市民社会の実現をめざして」
- 第2期（平成18年度から平成22年度）
「みんなでつくる安心して暮らせる福祉のまちづくり」
- 第3期（平成23年度から平成27年度）
「市民の参加と支えあいによる福祉のまちづくり」
- 第4期（平成28年度から令和2年度）
「ともに支えあい 笑顔のまち あきる野をめざして」
- 第5期（令和3年度から令和7年度）
「地域の輪 笑顔でお互いさまのまち あきる野をめざして」

【地域共生社会の実現に向けて】

人口減少や高齢化の進行により、地域・家庭・職場など生活領域における支え合いの基盤は弱まり、地域社会の担い手も減少しています。このような状況を踏まえ、人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持って支え合える地域づくりが大切です。人と資源が地域内で循環し、幅広い主体の参加と協働によって持続的に発展する地域共生社会の実現を目指します。



出典：厚生労働省 地域共生社会の推進

第 2 章

あきる野市の現状



1 統計からみる現状

あきる野市の総人口は、令和2年と比較して減少しています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しているものの、高齢人口は増加しており、高齢化率も上昇しています。また、総人口が減少する一方、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員が減少していることがうかがえます。

地域別にみると、3地域すべてで5年前に比べて人口が減少しています。特に年少人口は3地域とも減少傾向にあります。高齢化率はすべての地域で上昇しており、特に西部地域では30%を超えています。また、人口が減少しているにもかかわらず、世帯数が増加傾向にあります。

このように人口や世帯数の動きをみると、今後の地域においていくつかの課題が見えてきます。例えば、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域のつながりや家族関係の希薄化が懸念されます。また、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることで、見守りや生活支援の必要性が高まります。さらに、子育て世代や若い世代の減少により、地域活動の縮小や担い手不足が一層深刻になることも想定されます。

■ 3地域別の人口・高齢化率・世帯数（令和7年1月1日時点）

項目	東部地域	中部地域	西部地域	市全体
人口（人）	26,539 (26,774) ↘	32,276 (32,958) ↘	20,429 (20,935) ↘	79,244 (80,667) ↘
年少人口 （0～14歳）	2,931 (3,373) ↘	3,537 (4,270) ↘	2,194 (2,355) ↘	8,662 (9,998) ↘
生産年齢人口 （15～64歳）	15,873 (15,764) ↗	19,189 (19,315) ↘	11,234 (11,573) ↘	46,296 (46,652) ↘
高齢人口 （65歳以上）	7,735 (7,637) ↗	9,550 (9,373) ↗	7,001 (7,007) ↘	24,286 (24,017) ↗
高齢化率（%）	29.1 (28.5) ↗	29.6 (28.4) ↗	34.3 (33.5) ↗	30.6 (29.8) ↗
世帯数（世帯）	12,463 (11,792) ↗	15,314 (14,577) ↗	9,765 (9,490) ↗	37,542 (35,859) ↗

※カッコ内は令和2年1月1日時点の数値

※令和2年と比較して上昇・増加した項目は「↗」、低下・減少した項目は「↘」

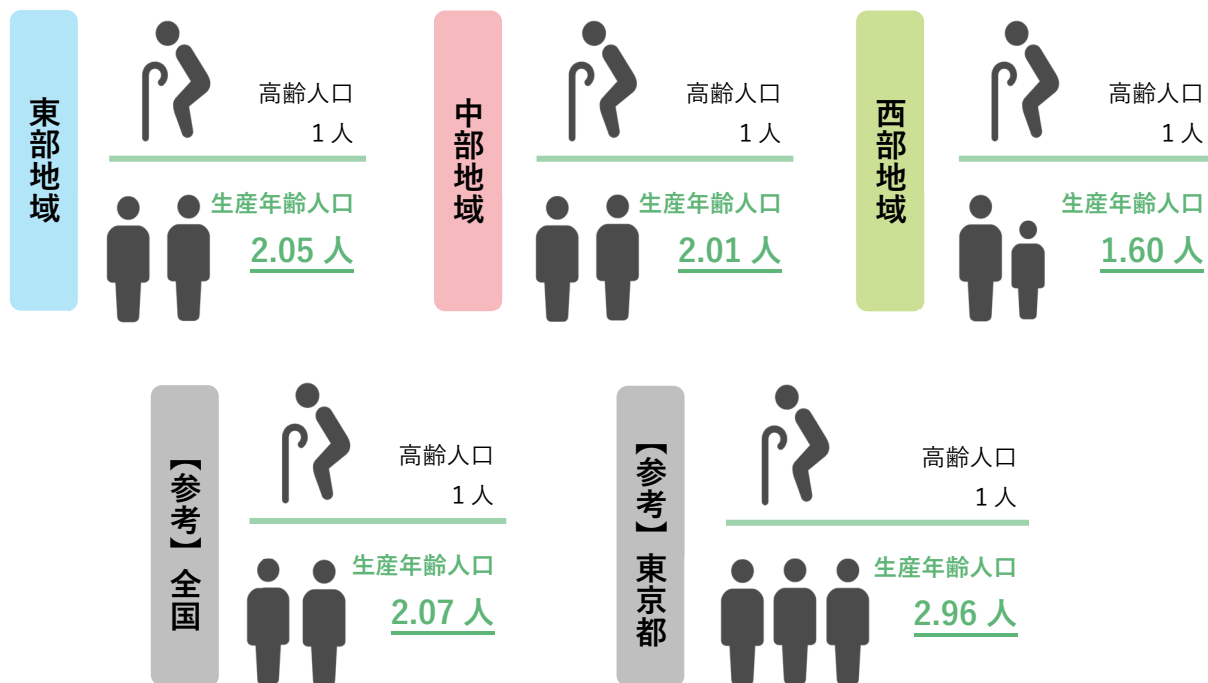
出典：あきる野市の人口統計・あきる野市社会福祉協議会

以下は高齢人口 1 人を支える生産年齢人口の人数を示した図です。令和 7 年においては、東部地域で 2.05 人、中部地域で 2.01 人、西部地域で 1.60 人となっています。

このように地域ごとに差がみられ、特に西部地域では、高齢者を支える世代の人数が少なく、ひとり一人の負担が大きくなることが見込まれます。今後は、地域全体で高齢者を支える仕組みや、働き世代や子育て世代が安心して暮らし続けられる環境づくりを進めていくことが大切です。

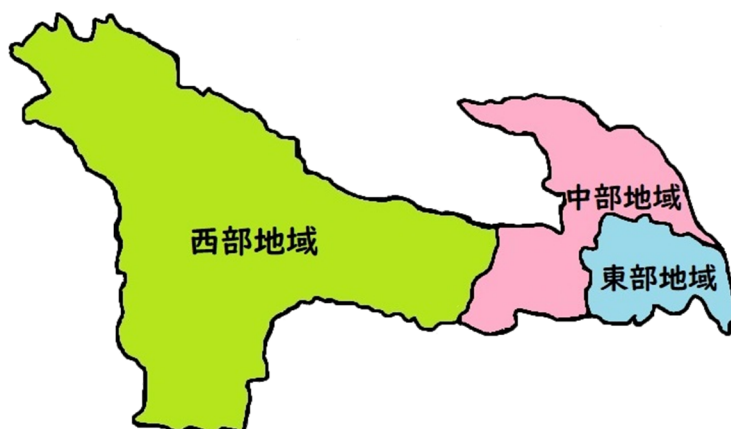
あいさつや見守りといった身近な地域活動の積み重ねが、自分たちの地域の安全や暮らしやすさにつながっていきます。無理のない範囲で、できることから取り組んでみましょう。

■生産年齢人口と高齢人口の比較（令和 7 年 1 月 1 日時点）



【参考】高齢人口 1 人を支える生産年齢人口の人数（令和 7 年 1 月 1 日時点）

全国・・・2.07 人 生産年齢人口（74,389,260 人）、高齢人口（35,916,427 人）
 東京都・・・2.96 人 生産年齢人口（9,332,116 人）、高齢人口（3,148,445 人）



2 地域別の現状について

地域の現状を把握するにあたり、地域別のワークショップを開催しました。

■地域別ワークショップの実施概要

地域	地区	回	日時
東部地域	東秋留地区	第1回	5月28日(水) 14:00~16:00
		第2回	6月11日(水) 14:00~16:00
中部地域	多西地区、西秋留地区 及び秋川駅周辺地区	第1回	6月5日(木) 14:00~16:00
		第2回	6月19日(木) 14:00~16:00
西部地域	増戸地区、五日市地区、 戸倉地区及び小宮地区	第1回	6月13日(金) 14:00~16:00
		第2回	6月26日(木) 14:00~16:00



第1回では、生活する上での困りごとや地域活動を通して見える地域の課題を話し合いました。

第2回では、出てきた地域の課題に対してどうしたら解決できるか、「自分・地域がやること(できること)」「社会福祉協議会・市がやること(できること)」の2軸でアイデア出しを行いました。

また、グループごとに目指す地域の姿(キャッチフレーズ)を考え、全体で発表・共有しました。

【東部地域】



【中部地域】



【西部地域】



ワークショップで出た意見を踏まえ、地域別の現状を整理しました。

東 部 地 域

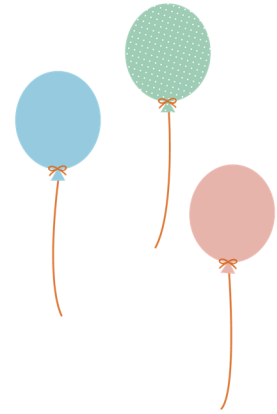
- 町内会等の役員の担い手がない、また担い手が固定化している
- 町内会の退会者が増えた
- 個人情報保護が過剰に意識され、コミュニケーションがとりづらい
- 行事への子どもの参加が減少した
- 車がないと買い物が難しい
- 親子・家族の同居が減り、単身世帯が増加している
- 町内会・自治会が何をしているのかよく分からない
- 回覧板を見ていない人がいる、届かない人がいる
- 市内の掲示板を積極的に活用して、地域により多くの情報を伝えてほしい

中 部 地 域

- 人付き合いが希薄になっている
- 町内会に入らない人が増えており、近所でも知らない人がいる
- 交通や買い物など日常生活の不便さを感じる
- 誰でも集える場所があると良い（居場所づくり）
- 自治会など地域の活動に参加者が少ない
- 地域のつながりが薄いように感じる、子育てするにあたり地域コミュニティが盛んなほうが心強い
- 道路などで地域が分断されており、交流が難しい

西 部 地 域

- 空き家が増えている、空き家の利活用が大切である
- 地域から子どもの声が消えている、子どもの集える場所や機会が少ない
- 運転免許返納後の移動手段がない
- 熊・サルなどの野生動物被害がある
- ちょっと集まれる場所がない
- 「人の世話になりたくない」「自分のことは自分で」という意識が根強い
- 子育てサロンが各地域にたくさんあったら良いと思う



第 3 章

基本理念と基本目標

1 基本理念

ともに支え合い 安心して暮らせる

地域社会の実現

あきる野市では、人口減少や少子高齢化が進む一方、世帯数は増加し、さらに空き家も増加しています。地域の状況を見ると、中部地域では新たに町内会が2つ設立されるなど組織の変化がありました。また、野生動物の目撃情報や農作物被害の増加、外国籍住民の増加、子ども食堂等といった地域活動の広がりなど、生活環境にもさまざまな変化が見られます。

こうした状況を踏まえ、住民ひとり一人が地域に関心を持ち、困ったときには自然と手を差し伸べ合えるような、温かい関係づくりを地域福祉の基本として位置付けました。

「ともに支え合い」という言葉には、支援する側・される側という一方向的な関係ではなく、お互いがその時々で協力できる関係を目指したいという想いを込めています。

また、「安心して暮らせる」という言葉には、年齢や障がいの有無、立場などにかかわらず、誰もが自分らしく、いきいきと暮らしていける地域を実現したいという願いを込めています。

誰かが困っていたら、そっと声をかけてみる。自分が困ったときには、遠慮なく助けを求められる。そんな関係が自然に育まれるようなあきる野市にしていきたい。そのような思いから、この基本理念を掲げました。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標を定めます。



基本目標1 対話しよう

顔の見える関係は、地域のつながりの第一歩です。
「おはようございます」「こんにちは」と声をかけるだけでも、お互いの存在が身近に感じられるようになり、安心感につながっていきます。また、世代や立場の違う人と語り合うことで、新しい発見ができるかもしれません。



基本目標2 参加しよう

地域のことを“自分のこと”として考えてみましょう。
ちょっとした協力や思いやりが、地域をより暮らしやすくしていきます。お互いさまの気持ちを大切に、得意なことやできることから関わってみましょう。



基本目標3 創造しよう

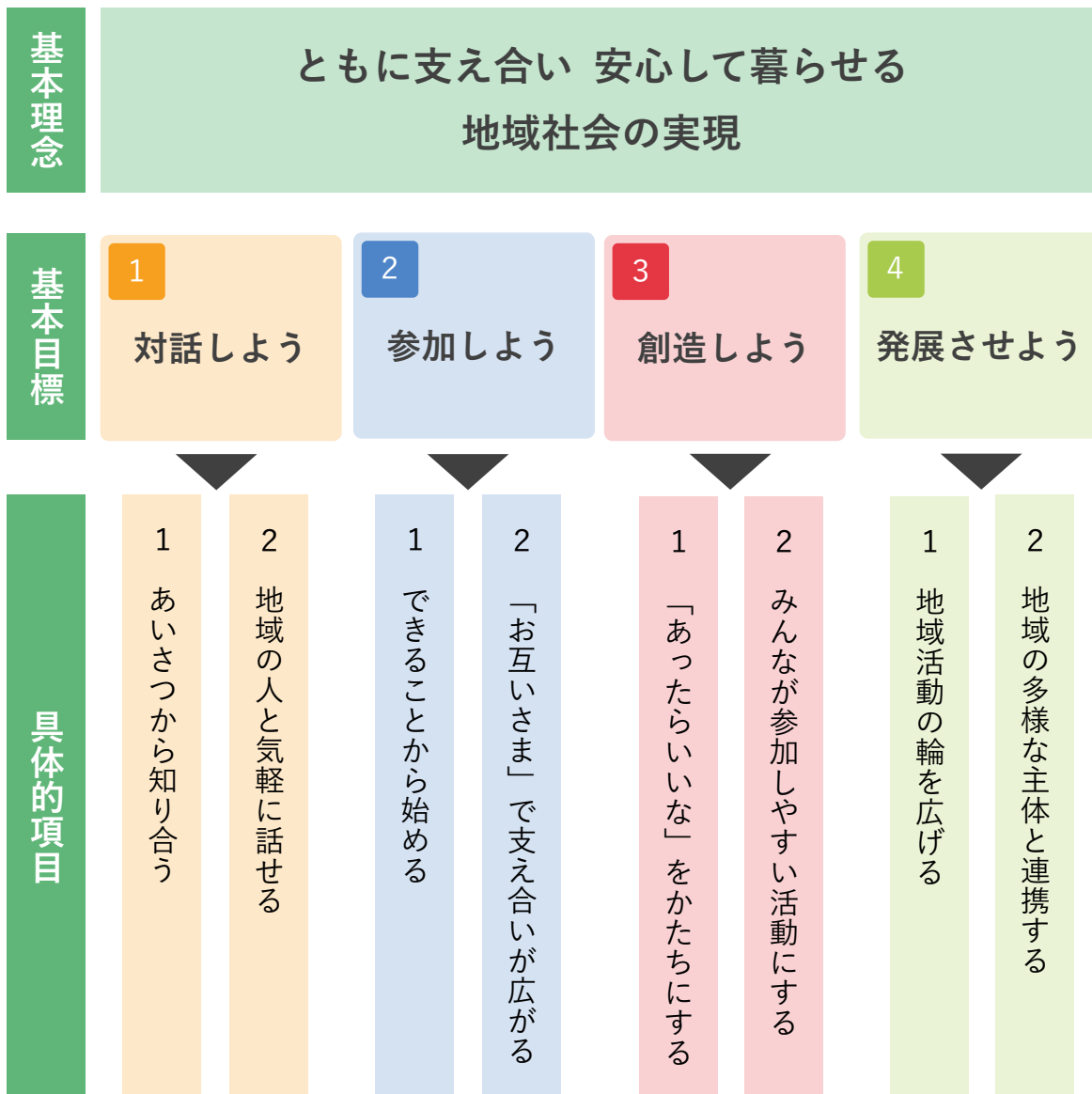
「こんなことがあったら良いかも！」
ちょっとした気づきやアイデアが、誰かの笑顔や安心につながるかもしれません。地域の仲間とともに新たな取組にチャレンジしてみましょう。そして、活動を続けられる仕組みを考えてみましょう。




基本目標4 発展させよう

地域の活動や想いを多くの人に届け、地域福祉の輪を広げていくことが大切です。地域の人と支え合い、助け合いながら、より安心して暮らせる地域づくりを進めていきましょう。


3 体系図

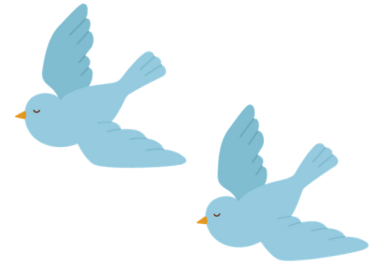


自由に書いてみよう！文字でもイラストでも OK



— 5年後、どんなあきる野市になってほしい？ —

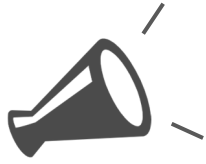




第4章

施策の展開





基本目標 1 対話しよう

1 あいさつから知り合う

「おはようございます」「こんにちは」そんな一言から、地域のつながりは広がっていきます。笑顔であいさつしたり、立ち話でおしゃべりしたり。相手のことを少しずつ知っていくと、不思議と距離が縮まり、困ったときや嬉しいときに声をかけやすくなります。そんな声かけの積み重ねが、安心できる地域の空気をつくれます。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- すれ違ったらあいさつを試みる
- ゴミ出しや犬の散歩のとき、近所の人に一言声をかけてみる
- 地域のイベントやお祭りにちょっとだけ顔を出してみる

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 近所付き合いが薄れている
- 近所ではできるだけ声かけをして、話しやすい雰囲気をつくる
- 世話焼きのおじちゃん・おばちゃんづくり

社協がサポートすること



- 声かけ・見守りの推進 (ふれあい福祉委員会)
- 交流イベントの推進 (ふれあい福祉委員会)
- 子育て応援サロン「ファンファン」の実施 (ふれあいサロン)



2 地域の人と気軽に話せる

お互いのことを知ったら、次はゆっくり話をしてみましょう。最近楽しかった出来事や季節の話題、地域の困りごとなど、なんでも OK。世代や立場が違うからこそ、新しい視点やヒントが見つかります。語り合うことは共感を深めるだけでなく「一緒にやってみよう」という気持ちを育て、地域を動かす力になります。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 近所の人と地域の良いところや好きな場所の話をする
- 困っていることや気になることを気軽に相談してみる
- 世代や立場の違う人の話を聞いてみる

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 個人情報を気にして話題にできない
- 地域について話す場をつくる(自治会とか)
- 声かけを積極的に行い、困りごとを聞きだしてみる

社協がサポートすること



- 居場所づくりの推進 (ふれあいサロン)
- ワークショップの実施
- だれでもカフェの運営

「対話しよう」の達成度を
右のチェックボックスを使って
自己評価してみよう！

令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度



【できた◎ まあまあ○ もう少し△】



基本目標 2 参加しよう

1 できることから始める

「誰かがやってくれる」ではなく「私がやってみよう」の気持ちで、一步を踏み出してみませんか？ イベントに参加する、得意なことを活かす、ちょっとしたお手伝いをする、できることは人によって違って構いません。ひとり一人の小さな行動の積み重ねが、みんなの笑顔につながります。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 得意なことや趣味を地域の活動で活かしてみる
- 地域のイベントやお祭りの運営・企画側で参加してみる
- 募金や寄付に協力する

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 近所に子ども達がたくさんいるので子どもを見守りたい
- 散歩の際の見守り活動を行う
- おそうじボランティアサークルをつくる

社協がサポートすること



- ボランティア活動への参加の機会提供
- ボランティア登録
- ボランティア保険・行事保険の受付



2 「お互いさま」で支え合いが広がる

困っているときに「助けて」と言えること、そして誰かのために「手伝うよ」と手を差し伸べられること。そんな「お互いさま」の気持ちがあるだけで、地域の雰囲気はもっと温かくなります。荷物を持つのを手伝ったり、おすそわけをしたり、日常の中でできることから始めてみると、思いやりの輪が広がり、誰もが安心して暮らせるまちにつながっていきます。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 自分が助けてもらったときは「ありがとう」と気持ちを伝える
- 協力できそうなことがあれば地域の人にアピールする
- 近所で最近見かけない人がいたら、さりげなく様子を気にかけてみる

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 自助の意識が強すぎる！
(他人に頼らず！)
- 知り合いの人を自分の車に乗せてあげる
- ご近所で必要な物があれば聞いて買って来てあげる

社協がサポートすること



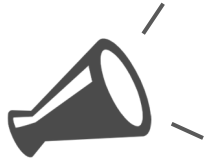
- 住民参加型サービスの実施
(家事援助サービス、移送サービス、ふれあい食事サービス)
- 災害ボランティアセンターの周知

「参加しよう」の達成度を
右のチェックボックスを使って
自己評価してみよう！

令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度



【できた◎ まあまあ○ もう少し△】



基本目標 3 創造しよう

1 「あったらいいな」をかたちにする

地域で生活していて「こんなことができたらいいな」「あったら便利だな」と感じることはありませんか？その想いは、地域を良くする大切なヒントです。まずは地域の人と話し合い、小さな企画から始めてみましょう。みんなの「やってみたい」をかたちにすることで、地域に楽しい変化を生み出すきっかけになります。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 「こんなことができたらいいな」ということを、家族や友人に話してみる
- 地域の課題について解決策をアイデア出しする会を開いてみる
- 小さく試せることを一度やってみる

自分の Let's try!を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 市や社協の広報を読んで、家族で話題にする
- 地域の人に活動の現状を知らせる
- 空き家を子どもの居場所や近所の交流の場として使いたい

社協がサポートすること



- 地域福祉活動の相談受付
- ボランティア活動の相談受付
- ワークショップの実施



2

みんなが参加しやすい活動にする

せっかく始めた活動を続けていくためには、「みんなが無理なくかかわれる」仕組みが大切です。役割を分け合ったり、情報を共有する方法を工夫したりすることで、活動は一人のものではなく、みんなで支え合うものになります。そうして続いていく活動は、地域の魅力となり、次の世代へと受け継がれていきます。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 新しいメンバーが参加しやすい雰囲気づくりを心がけてみる
- メンバーの得意なことを活かして役割を分担してみる
- 活動の日時や場所などを工夫して、参加しやすい方法を考える

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

（地域別ワークショップより）

- 町内会・自治会やボランティア団体の担い手がない
- 集まりの時間が会社員は参加しづらい設定となっている
- 町内会・自治会等の活動を楽しいものにする

社協がサポートすること



- 福祉用具・イベント用品の貸し出し
- ふれあいサロンの支援
- 住民参加型サービスの実施
(家事援助サービス、移送サービス、ふれあい食事サービス)

「創造しよう」の達成度を
右のチェックボックスを使って
自己評価してみよう！

令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度



【できた◎ まあまあ○ もう少し△】



基本目標 4 発展させよう

1 地域活動の輪を広げる

「面白そう」「やってみたい」と共感してくれる人が増えると、活動の輪は自然と広がっていきます。そのためには、活動の様子を分かりやすく発信したり、気軽に参加できる場を設けたりすることが大切です。経験やアイデアを分かち合いながら、新しい仲間や幅広い世代の力を取り入れることで、活動はより豊かに発展していきます。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 近所の人や家族を誘ってイベントや活動に参加してみる
- 子どもや若い世代と一緒にできる小さな活動を考える
- SNS を活用するなど情報の発信方法を工夫してみる

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 自分の活動を話して、楽しさを伝える
- 子どもや障がい者が参加できるイベントを増やす
- 退職した方にボランティアのお誘いをする

社協がサポートすること



- ホームページ等による情報発信
- パネル展示、活動発表会等の実施



2 地域の多様な主体と連携する

地域の活動を長く続けていくためには、一人だけ、一つの団体だけではなく、世代や立場を超えて手を取り合うことが大切です。他の地域団体、学校、企業、行政、社協などと連携し、得意なことや資源を分かち合うことで、新たな可能性が生まれます。つながりを広げ、ともに歩むことで活動も地域もより豊かに発展していきます。

Let's try!

こんなことから始めてみよう！

- 他の団体のイベントに参加して交流してみる
- 近くで活動している団体と情報交換してみる
- 市役所や社会福祉協議会の窓口で活動について相談してみる

自分の Let's try! を書いてみよう！
(できること)

市民の声

(地域別ワークショップより)

- 近隣の町内会・自治会、色々なグループ団体との交流の場をつくる
- ボランティア・市民活動団体登録一覧などが書かれたものを色々な所に置いてほしい

社協がサポートすること



- 相談受付、活動紹介
- ネットワークの発展
- コーディネーターの活用

「発展させよう」の達成度を
右のチェックボックスを使って
自己評価してみよう！

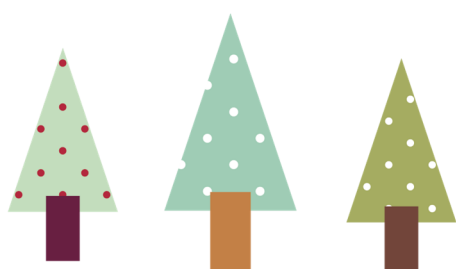
令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度



【できた◎ まあまあ○ もう少し△】

第 5 章

計画の実現に向けて



1 計画の周知

本計画の基本理念である「ともに支え合い 安心して暮らせる 地域社会の実現」を、より多くの住民に知っていただき、地域活動への参加を促すことが重要です。

こうした周知活動こそが、計画の推進に向けたスタートラインとなります。

(1) 計画書の配布

本計画書は、町内会・自治会、ふれあい福祉委員会、民生委員・児童委員及びボランティア団体等の地域福祉活動を実践している方に配布します。また、市内の公共施設及び商店等に置き、広く市民が手に取ることができるようにすることで、本計画の周知を進めます。

(2) 社協広報紙、ホームページでの公開

社協広報紙「あいネットあきる野」で本計画を案内するとともに、社協ホームページにて本計画を公開します。また、本計画の策定過程や活用方法などを紹介し、あきる野市社会福祉協議会の事業と本計画の理解促進を図ります。

2 計画の推進

地域福祉活動を推進するには、住民や各種団体、関係機関との連携・協働が不可欠です。そのためには、地域福祉活動の重要性を理解していただき、ひとり一人が行動の一步を踏み出すことが大切です。

(1) 計画の理解促進

市民、団体及び企業が地域福祉活動に参加できるよう、本計画の説明会やワークショップを実施します。これにより、本計画の理解を深めるとともに、地域福祉活動の実践に役立つ事例なども紹介します。

(2) 行政（あきる野市）、住民及び市民団体等との連携・協働

住民の参加に加えて、行政（あきる野市）、町内会・自治会、ふれあい福祉委員会、民生委員・児童委員及びボランティア・市民活動団体と連携・協働し、計画を実践・推進します。

3 計画の進捗評価

計画を着実に推進するためには、「どのような地域を目指したいか」という想いを共有し、それに基づいて「どのような行動をするか」を計画することが重要です。

さらに、その行動（活動）に対する進捗状況の評価も欠かせません。

(1) 進捗状況の確認

本計画の進捗状況を確認するため、ワークショップを開催し、個人や団体の活動内容を共有します。評価では、自己評価（チェックボックス）を軸に想いと行動（活動）を振り返るとともに、本計画に示された基本目標の実施や連携の状況を確認します。

また、策定から4年目には、あきる野市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会において進捗状況を報告し、委員からの意見や評価を受けて、次期計画の参考とします。

(2) 進捗状況の公表

社協広報紙「あいネットあきる野」や社協ホームページにおいて、本計画の進捗状況を公表します。

本計画には、地域への想いや活動の実績を記入できるページがあります！
ぜひ自分の行動を振り返って、できることから取り組んでみましょう。





第 6 章

あきる野市社会福祉協議会の 事業紹介

あきる野市社会福祉協議会が取り組む住民参加型事業の紹介

社会福祉協議会は、住民の抱える生活課題等に対して、住民の参加と協力により解決することを目指し、住民参加型の事業を実施しています。それ以外にも、各種事務局事務や行政からの受託事業等にも取り組んでいます。

■小地域福祉活動事業（ふれあい福祉委員会事業）

隣近所への声かけ・見守り活動を主とした住民同士の助け合いを推進する「ふれあい福祉委員」を委嘱し、福祉課題や地域課題の発見、市民との協力関係の構築及び関係機関との連携を推進する。

■ふれあいサロン事業

日常生活に課題を抱えている子育て中の親や高齢者等が、孤独・孤立とならないよう地域における居場所づくりを支援する。この支援の一環として、社協子育て応援サロン「ファンファン」を運営する。さらに、ふれあいサロンの運営や新規設置に向けた相談を受け付けるとともに、参加者の抱える生活課題を把握し、問題解決に向けた取組を行う。

■福祉理容サービス事業

寝たきりや障がいなどの理由で外出困難な方を対象に、あきる野市福祉理美容の会「ラ・ポルト」の協力を得て、自宅訪問により理容散髪を実施する。その際に、利用費用の一部を補助する。

■福祉用具等貸出事業

地域福祉の向上を目的として、市内に住所を有する個人及び団体を対象に、在宅介護や学校での福祉教育（授業）、福祉施設や町内会・自治会の行事、ボランティア団体の活動等において、福祉用具等の貸出を無料で実施する。

■家事援助サービス事業

社協会員世帯の高齢者や障がい者等で、公的な制度では対象とならない援助（主として家事援助）を必要とする世帯を対象に、地域住民の助け合い活動として、家事援助サービスを有料で実施する。

■移送サービス事業

社協会員世帯の高齢者や障がい者等で、タクシーを含む公共交通機関等の利用（移動）が困難な方を対象に、地域住民の助け合い活動として、本会の車両を利用した病院等への送迎サービスを有料で提供する。

■ふれあい食事サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、障がい者のいる世帯等で、自宅での調理が困難な方を対象に、ボランティアの協力のもと、見守りも兼ねて週1回（水曜日又は木曜日）ご自宅へ1食500円のお弁当を届ける。

■ボランティア活動推進事業

ボランティアや市民活動に多くの市民が自発的に参加できるよう、各種情報の収集・発信や相談対応を行う。また、市民と一体となった事業の企画、啓発講座の開催、PR活動等を実施する。

■災害ボランティアセンターに関する取組

大規模災害が発生した際に住民の生活を支援するため、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。また、平時から住民や関係団体及び関係機関と連携し、災害に備えた訓練を実施する。

■だれでもカフェの運営

市民の交流の場として、秋川ふれあいセンター2階スペースにおいて「だれでもカフェ」を運営する（毎月第1火曜日及び第3金曜日の午前中）。職員が常駐し、ボランティア・市民活動団体等の相談に対応する。

■各種募金等事務

- ・日本赤十字社活動資金
- ・赤い羽根共同募金
- ・歳末たすけあい・地域福祉活動募金

あきる野市社会福祉協議会が取り組む各種事務局の紹介

■各種事務局事務

- ・あきる野市民チャリティゴルフ大会実行委員会
- ・福祉バザー実行委員会
- ・秋川流域ふれあいクリスマス会実行委員会
- ・あきる野市高齢者クラブ連合会事務局
- ・あきる野市遺族会事務局
- ・日本赤十字社東京都支部あきる野市地区事務局
- ・共同募金会あきる野地区協力会
- ・あきる野市介護事業者連絡協議会事務局

あきる野市社会福祉協議会が受託等を受けて実施している事業の紹介

東京都社会福祉協議会からの受託	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事務受託事業 ・地域福祉権利擁護事業
あきる野市からの受託	<ul style="list-style-type: none"> ・受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業 ・成年後見制度推進事業 ・介護支援ポイント制度事務受託事業 ・第1層生活支援コーディネーター受託事業 ・あきる野市子育て世帯訪問支援事業育児支援ヘルパー派遣 ・あきる野市子育て世帯訪問支援事業多胎児家庭育児サポーター派遣 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・あきる野市産後家事・育児支援事業家事育児ヘルパー派遣 ・地域包括支援センター事業
あきる野市からの指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ・秋川ふれあいセンター施設管理運営事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見事業 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・障害福祉サービス事業 ・こすもす福祉作業所運営事業

第 7 章

資料編



1 地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成8年8月8日要綱第22号

(設置)

第1条 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の地域福祉活動計画を策定し、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提言するために地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、あきる野市における地域福祉の実現を目指して住民の分野における地域福祉活動の5年間の計画を策定する。

2 地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができる地域社会のことであり、国、地方公共団体、社会福祉法人等がそれぞれの段階で計画化を行っている。この策定委員会は、社会福祉法人としての本会を中核として住民の果たすべき役割を計画にするものである。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者の中から社会福祉法人あきる野市社会福祉協議理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 高齢者福祉関係者
- (4) 障がい者福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) ボランティア関係者
- (7) 小地域福祉活動推進関係者
- (8) 行政機関関係者
- (9) その他会長が必要と認めた者

(委員長等)

第4条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総括し、必要に応じて委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

5 策定委員会は、必要に応じて作業部会等を置くことができる。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による計画策定を終了したときに満了する。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、本会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

2 地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	要綱区分	選出母体	備考
小山 正弘	(1) 理事	町内会・自治会連合会代表	委員長
南沢 文江	(1) 理事	民生児童委員協議会	
川邊 由美	(2) 評議員	ふれあい福祉委員会 連絡協議会代表	
今 裕司	(3) 高齢者福祉 関係者	介護事業者連絡協議会代表	副委員長
高野 晃嘉	(4) 障がい者福祉 関係	あきる野市地域自立支援 協議会代表	
四条 千賀子	(5) 児童福祉関係者	小規模住居型児童養育事業所 運営者	
足立 由紀子	(6) ボランティア 関係者	子ども・子育ての会代表	
師 清史	(7) 小地域福祉活動 推進関係者	雨間ほっと♥代表	
宮崎 勝央	(8) 行政機関関係者	あきる野市健康福祉部 福祉総務課長	任期：令和6年10月1日か ら令和7年6月5日まで
石山 和可子	(8) 行政機関関係者	あきる野市健康福祉部 福祉総務課長	任期：令和7年6月6日か ら計画策定終了時まで
齋藤 真	(9) その他 教育関係者	あきる野市公立小中学校 校長会会長 東中学校	任期：令和6年10月1日か ら令和7年7月29日まで
池戸 龍一	(9) その他 教育関係者	あきる野市公立小中学校 校長会会長 一の谷小学校	任期：令和7年7月30日 から計画策定終了時まで
高橋 秀幸	(9) その他 金融関係者	秋川農業協同組合 総務部長	

任期：令和6年10月1日から計画策定終了時まで

3 第6期あきる野市地域福祉活動計画 策定経過

日時	内容
令和6年12月12日(木) 第1回地域福祉活動計画 策定委員会	【協議事項】 (1) 地域福祉活動計画の概要について (2) 策定スケジュールについて
令和7年3月24日(月) 第2回地域福祉活動計画 策定委員会	【協議事項】 (1) コンサルティング会社の紹介について (2) 第5期地域福祉活動計画の振り返りについて (3) 第6期地域福祉活動計画のイメージについて (4) ワークショップの実施について
令和7年6月6日(金) 第3回地域福祉活動計画 策定委員会	【協議事項】 (1) 第5期地域福祉活動計画の振り返りについて (2) ワークショップの状況について
令和7年5月から6月 地域別ワークショップ	東部・中部・西部地域それぞれ2回ずつ実施
令和7年7月30日(水) 第4回地域福祉活動計画 策定委員会	【協議事項】 (1) 第1章 計画の概要の骨子案について (2) 第2章 あきる野市の現状の骨子案について (3) 第3章 基本理念と基本目標の骨子案について
令和7年9月29日(月) 第5回地域福祉活動計画 策定委員会	【協議事項】 (1) 第4章 施策の展開の骨子案について (2) 第5章 計画の推進に向けての骨子案について (3) 第6章 資料編の骨子案について
令和7年11月27日(木) 第6回地域福祉活動計画 策定委員会	【協議事項】 (1) 第6期地域福祉活動計画最終案について (2) 提言について
令和7年12月25日(木) 提言	「第6期あきる野市地域福祉活動計画」を地域福祉活動計画策定委員会正・副委員長から社会福祉協議会会長へ提言

第6期 あきる野市地域福祉活動計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

発行 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会

〒197-0812

東京都あきる野市平沢175番地4 (秋川ふれあいセンター内)

電話 042-559-6711



社会福祉法人
あきる野市
社会福祉協議会

